

## みやぎ県民大学推進事業実施要綱

### (目的)

第1 この事業は、県民に多様な学習機会を提供するため、県内の高等学校、支援学校、大学及び社会教育施設等の持つ人的・物的教育機能を広く地域社会に開放するとともに、NPO等との連携・協力により、県内において広域的で専門的に多様な講座を展開するほか、地域において生涯学習活動を推進する人材を育成することを目的とする。

### (実施主体)

第2 この事業の実施主体は、宮城県教育委員会とする。

### (事業内容)

第3 この事業で実施する講座は以下のとおりとし、講座の実施に必要な事項については各講座の実施要項等で定める。

- (1) 学校等開放講座
- (2) スキルアップ講座
- (3) テーマ別講座
- (4) 地域力向上講座

### (対象)

第4 講座の受講対象は原則として、宮城県民とする。

### (受講料)

第5 受講料は、原則無料とする。ただし、宮城県教育庁副教育長（以下「副教育長」という。）が認める場合に限り、受講者に還元される費用（教材費、実習費、保険料等）を徴収することができるものとする。

### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、みやぎ県民大学推進事業の実施に関し必要な事項は、副教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。